

令和7年度における四国地区のフリーランス・事業者間取引適正化等法  
第2章の運用状況等について

令和8年7月1日  
公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所四国支所

第1 フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章<sup>1)</sup>の運用状況

1 違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

(1) 新規着手件数（第1表参照）

令和7年度に新規に着手した違反被疑事件は47件である。

(2) 処理状況（第1表参照）

令和7年度の違反被疑事件の処理件数は39件であり、このうち、34件について、フリーランス・事業者間取引適正化等法第22条の規定に基づく指導の措置を講じている。

主な指導事件の概要は別紙1、措置件数の県ごとの内訳は別紙2のとおりである。

(第1表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件の処理状況)

年度	新規着手件数	処理件数				
		措置指導 (注2)			不問	計
		勧告	指導 (注2)	小計		
令和7年度	47	0	34	34	5	39
令和6年度 (注1)	0	0	0	0	0	0

(注1) 令和6年度は、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行された令和6年11月から令和7年3月までの件数。

(注2) 指導には違反のおそれのある行為に対する指導の件数を含む。

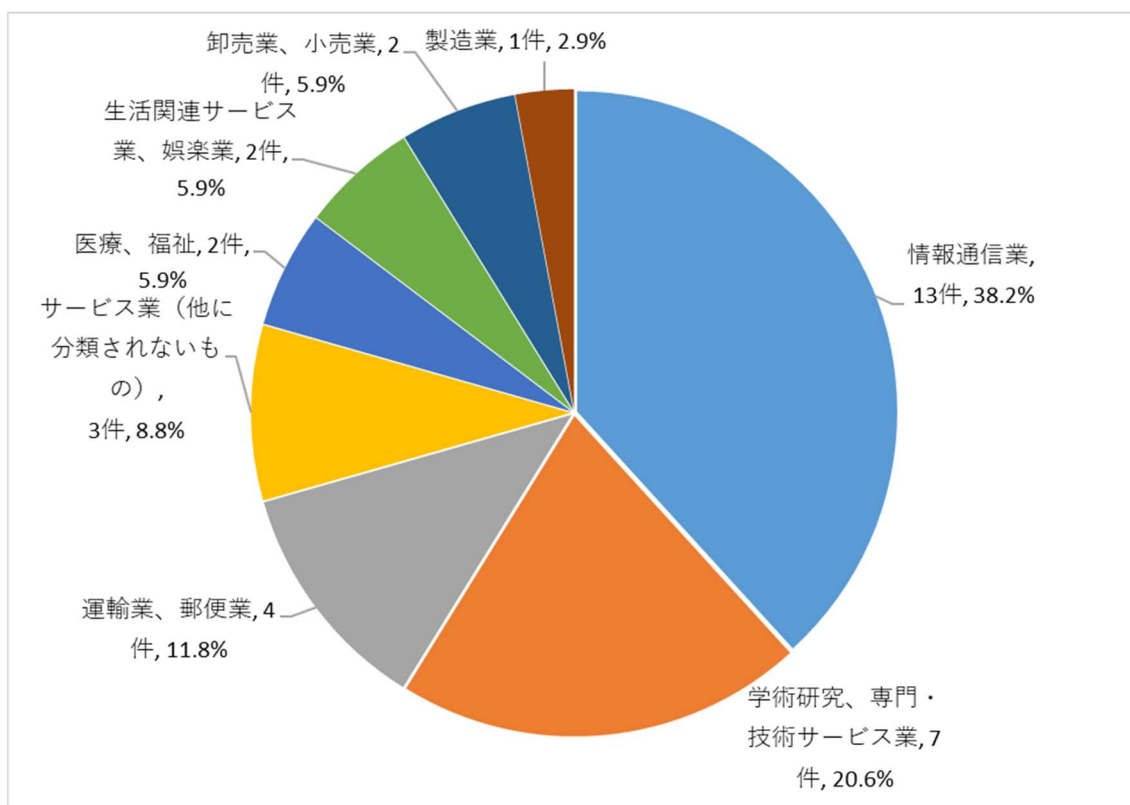
問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所フリーランス課  
電話 087-802-1700 (直通)  
ホームページ [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/shikoku/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/)

<sup>1</sup> フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章（特定受託事業者に係る取引の適正化）を公正取引委員会及び中小企業庁が担当しており、同法第3章（特定受託業務従事者の就業環境の整備）は厚生労働省が担当している。

## 2 措置件数の業種別内訳（下図参照）

違反事件に係る措置件数は34件であり、業種別にみると、①情報通信業が最も多く13件（38.2%）、次いで②学術研究、専門・技術サービス業が7件（20.6%）、③運輸業、郵便業が4件（11.8%）となっている。これは、これらの業種に属する事業者が多いこと、及びこれらの業種において特定受託事業者に対する業務委託が多く行われていることが要因であると考えられる。

図 措置件数（34件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）



### 3 違反行為の類型別件数（第2表参照）

措置件数を違反行為の類型別にみると、全体で58件であり、そのうち、①取引条件の明示義務違反が最も多く26件（違反行為の類型別件数の合計の44.8%）、次いで②期日における報酬の支払義務違反が20件（同34.5%）、③買ったたきが7件（同12.1%）となっており、これら3つの行為類型で全体の9割超を占めている。

（第2表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為の類型別件数）

違反行為類型	件数	割合
取引条件の明示義務違反	26	44.8%
期日における報酬の支払義務違反	20	34.5%
受領拒否	0	0.0%
報酬の減額	3	5.2%
返品	0	0.0%
買ったたき	7	12.1%
購入・利用強制	0	0.0%
不当な経済上の利益の提供要請	0	0.0%
不当な給付内容の変更・やり直し	2	3.4%
報復措置	0	0.0%
<b>合計</b>	<b>58</b>	<b>100.0%</b>

（注1）1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第1表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注2）取引条件の明示義務違反については、取引条件の不明示のほか、一部の事項の明示不備も含まれる。

## 第2 フリーランスに係る取引の適正化に向けた取組

### 1 説明会等

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、令和7年度において、近畿中国四国事務所四国支所（以下「四国支所」という。）では3回実施した。

主催説明会の開催に当たっては関係省庁との連携も行っており、このうち1回については労働局とともに説明を行うなど、共同して実施した。

また、公正取引委員会は、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、令和7年度において、四国支所では3回派遣した。

### 2 相談対応

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、相談を受け付けている。令和7年度において、四国支所では48件の相談に対応した。

また、令和2年11月から、フリーランスが契約上・仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口「フリーランス・トラブル110番」が設置されているところ、当該窓口の運営に当たっては、当委員会も関係省庁として連携している。

フリーランス、個人事業主などで  
契約・お仕事上のトラブルに  
お悩みの方へ

相談料  
無料

相談から解決まで、  
弁護士がワンストップでサポートします！

相談無料 秘密厳守 匿名相談可  
対面・Web相談可 和暦あわせん手続費用無料

受付時間  
9:30～16:30（土日祝日を除く）

こんなトラブル、私たちにご相談ください！

- あいまいな契約**  
報酬が明示されない状態で作業遂行、口頭でのやり取りばかりで契約書がない、修正の繰り返しで作業が完了しない。
- 報酬の未払い**  
報酬の未払いや一方的な減額、報酬期限の引き伸ばし、納品後のクライアント会社の倒産、苦情不達。
- ハラスメント**  
精神的な攻撃や契約にない作業の強要、一方的な契約の解除などのパワハラ行為、セクハラ行為。

企業などの発注事業者からお仕事を受注する  
フリーランス・個人事業主の皆様はお気軽にご相談ください

まずは電話・メールでご相談ください。フリーランス・個人事業主などの皆様をサポートします！

フリーランス・トラブル110番  
東京事務所：東京都千代田区千代田  
近畿中国四国事務所：大阪府大阪市東淀川区  
近畿中国四国事務所四国支所：香川県高松市  
〒760-0022 香川県高松市東本町1-1-15 近畿中国四国事務所四国支所

0120-532-110  
受付時間：受付時間 9:30～16:30（土日祝日を除く）  
help@freelance110.jp  
近畿中国四国 四国支所 近畿中国四国事務所四国支所

株式会社近畿中国四国事務所  
〒760-0022 香川県高松市東本町1-1-15  
近畿中国四国事務所四国支所

近畿中国四国事務所四国支所  
〒760-0022 香川県高松市東本町1-1-15  
近畿中国四国事務所四国支所

**令和7年度の四国地区における  
主なフリーランス・事業者間取引適正化等法指導事件**

**1 取引条件の明示義務違反（第3条第1項）**

- ① 広告業を営むA社は、デザイン業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項（以下「明示事項」という。）を書面又は電磁的方法により明示しなかった。
- ② 教養・技能教授業を営むB社は、講師業務を特定受託事業者に委託しているが、「覚書」により取引条件を明示した際に、明示事項のうち、役務の提供を受ける期日、役務の提供を受ける場所並びに報酬の額及び支払期日を明示しなかった。

**2 期日における報酬支払義務違反（第4条第5項）**

- ① 出版業を営むC社は、撮影業務を特定受託事業者に委託しているが、特定受託事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに報酬を支払わなかった。
- ② 民間放送業を営むD社は、メディア出演業務を特定受託事業者に委託しているが、自社の事務処理が遅れたことを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに報酬を支払わなかった。
- ③ 出版業を営むE社は、ライター業務を特定受託事業者に委託しているが、特定受託事業者とあらかじめ書面又は電磁的方法で合意していないにもかかわらず、報酬の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに報酬を支払わなかった。

**2 買ったとき（第5条第1項第4号）**

- ① 民間放送業を営むF社は、ディレクター業務を特定受託事業者に委託しているが、特定受託事業者との間で価格交渉の場を設けることなく、一方的に、従来どおりの報酬の額に据え置いた。
- ② 広告業を営むG社は、配布業務を特定受託事業者に委託しているが、特定受託事業者から報酬の額の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面や電子メール等で特定受託事業者には回答することなく、従来どおりの報酬の額に据え置いた。

## 措置件数の県ごとの内訳

[単位：件]

年 度	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	四国地区合計
令和7年度	4	11	12	7	34
令和6年度	0	0	0	0	0

(注) 措置を採った業務委託事業者の本社所在地により区分している。